

# 環境課からのお知らせ

## 合併処理浄化槽設置費の一部補助

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽や、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、設置費の一部を補助します。

### ▼申請について

受付期間 5月20日(月)から(申込み順)

### ▼対象

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する人  
※建築確認を必要とする新築、増築および改築は対象となりません。  
※着工前に申請が必要です。また、そのほかの条件により補助の対象とならない場合がありますので、事前に担当までご確認ください。

### ▼補助限度額

- ・5人槽／53万2千円
- ・7人槽／55万8千円
- ・10人槽／60万4千円

### ▼対象地域

浄化槽処理促進区域

※申請方法、対象地域などにつきましては、お問い合わせいただくか市ホームページをご確認ください。

## ポイ捨ても不法投棄です

不法投棄と聞くと、空き地や空き家などに冷蔵庫やテレビを捨てていくようなイメージを持つ人がいるかもしれませんが、たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨てであっても不法投棄であることになりありません。ごみの大小にかかわらず、ごみは責任をもって、正しく処分しましょう。

### ▼ポイ捨てが及ぼす悪影響

- ・ごみの有害物質が、水質汚染や土壌汚染の原因になります。
- ・悪臭を放ち、生活環境が悪化します。
- ・たばこの場合、火災につながるおそれがあります。
- ・景観が損なわれ、さらなるポイ捨てを助長します。

### ▼ポイ捨てされないために

不法投棄は犯罪ですが、捨てた人がわからない場合、そのごみは土地管理者などの責任で処分しなければなりません。土地管理者などは捨てられないような環境作りが大切です。こまめな草刈りの実施や、柵・防犯灯・防止看板を設置するなどが対策として考えられます。※右記看板は、環境課で配布していますのでお問い合わせください。



問合せ 環境課 ☎(48)0331

## 住宅リフォーム費用の一部補助(前期)

市民が住宅をリフォームする場合に、その費用の一部を補助します。

### ▼対象(つぎの全てに該当すること)

- ①申請および補助決定前に着工・着手していない
- ②対象住宅が過去にこの資金補助を受けていない
- ③市内の施工・設計業者に発注する
- ④市内の対象住宅に居住している

※共同住宅は専有部分のみ、店舗併用住宅については居住部分のみ

- ⑤工事・設計費が税抜き20万円以上である
- ⑥令和7年2月28日までに完了する
- ⑦市税または市の各種資金貸付制度の滞納がない
- ⑧市のほかの助成制度による補助対象工事でない
- ⑨下記の対象工事・設計に該当

### ▼対象工事・設計

- ・改築工事／住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
- ・増築工事／住宅部分の床面積を増加させる工事
- ・修繕・模様替え／屋根や外壁の塗り替え、フローリングや壁紙の張替えなど
- ・設備工事／キッチン、浴室、給湯器、洗面化粧台、トイレなど

- ・公共下水道への接続工事／宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事
- ・設計業務／上記の工事を行うための調査・設計業務
- ※単に外構工事やルームエアコンの設置は対象外。
- ※耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度あり。

### ▼補助額

工事および設計費(税抜き)の5%相当額(上限10万円)  
※1,000円未満切捨て(予算の範囲内)。

### ▼申込方法

- 申請書と見積書の写しを持参の上、窓口へ
- 受付 4月24日(水)から5月2日(木)までの  
午前8時30分～午後5時15分
- ※土曜、日曜、祝日は除く。
- ※郵送不可。
- ※受付期間に予算を超える申込みがあった場合には抽選を行います(申込み順ではありません)。
- ※予算に余りが出た場合、上記期間以降も受付を継続します。
- 問合せ 建築指導課 ☎(43)1111 内線572

## 住宅用太陽光発電システム設置補助

### ▼対象(つぎの全てに該当すること)

- ①市内に住所を有し、自らが現に居住し、または居住しようとする住宅に、初めて太陽光発電システムを設置する
- ※店舗併用住宅は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上。

- ②工事着工前に申請すること。
  - ③4月1日以降に工事契約を締結し、令和7年2月28日までに工事が完了する
  - ④市税などの滞納がない
  - ⑤対象住宅および敷地が建築基準法や都市計画法などの関係法令に違反がない
  - ⑥対象工事が、市のほかの助成制度を利用していない
- ※下記に該当する場合は対象外です。

- ①賃貸住宅および集合住宅
- ②太陽光発電システムが設置されている住宅を購入
- ③法人が申請する場合

### ▼補助額

太陽光発電システム1kwあたり20,000円(上限80,000円)  
※太陽電池モジュールの最大出力値。

### ▼申込方法

- 着工前に申請書と下記添付書類を持参の上、窓口へ
- ※郵送不可。
- 受付 5月14日(火)午前8時30分から(申込み順)
- 添付書類
- ①工事の内訳が明記されている工事請負契約書または見積書の写し
- ②設置工事着手前の現況写真(撮影日記載のもの)
- ③設置する場所の略図
- ④発電システムの形状、規格などを示すカタログ
- ⑤市税などの滞納がないことを証する書類
- ※代理人による提出は可能ですが、交付申請書は必ず申請者(設置者)本人が記入してください。



問合せ 環境課 ☎(48)0331